

岩手県告示第 195 号

知事が指定した船舶が使用できる施設の指定（平成 14 年岩手県告示第 690 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

表釜石漁港の項中「50 メートル」を「120 メートル」に改める。